情報工学科

情報通信工学科

教養力育成センター

## 国際不当利得法の現代的意義に関する比較 法的研究

■社会環境学部 社会環境学科 准教授 片面 雅世

〇 研究分野:国際私法、国際取引法、国際民事手続法

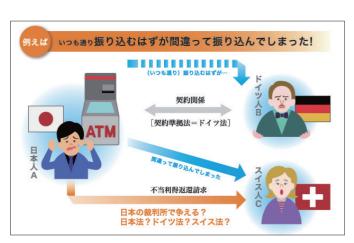
〇 **キーワード**: 不当利得、原状回復、準拠法、比較法

## ▮研究概要

不当利得とは、日本の実質法上、法律上の原因がないにもかかわらず、一方が他方の損失において利益 を得ていることをいい、このような利得は、衡平の観点から損失者に返還すべきものとされている。具体的に は、売買契約が無効の場合の目的物の返還や、知的財産権侵害の場合の利用料相当額の返還、誤振込の場 合の金銭返還など多種多様なものが含まれる。

一方、各国実質法上、さまざまな形で不当利得制度が存在していることから、このような不当利得の問題 が複数の国に関連して生ずる場合には、いずれの国の法が適用されるべきかといった国際私法上の問題(特 に準拠法決定問題)を検討する必要がある。準拠法は、具体的な法律関係がいずれの単位法律関係に含ま れるかを決定したうえで(法律関係の性質決定)、単位法律関係ごとに定められている連結点によって指定 (決定)されるが、不当利得の場合、前述した多様性ゆえ、準拠法決定にとって重要な法律関係の性質決定に つき、複雑かつ困難な問題が生じることが少なくない。また、連結点の決定についても、とりわけ多数当事者 関係の場合において、複数ある連結点のうちのいずれが適当か検討する必要が出てくる(下図参照)。

そこで、本研究では、各国実質法および抵触法 の比較・検討を通じて、国際不当利得法の有する 様々な問題点を明らかにするとともに、準拠法決 定や連結点決定に関する解釈論を中心にその検 討を試みている。



複数の国にまたがる不当利得の問題例

## ▮利点特徴

- ・比較法的手法を用いることで、各国の不当利得制度および関連す る法制度を知ることができる
- ・国際/国内不当利得法理を中心とした国際/国内財産法体系の再 構築

## ▮応用分野

- ・国際契約法
- · 国際不法行為法
- ・国際物権法
- ・国際知的財産法





